

2020.5.15

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No16

新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、引続き、政府の要請に基づき、厳しい環境下で衛生管理を強化しながら食品製造を継続し、国民への食料の安定供給に努めて頂いて来ていることに心より敬意を表します。

5月14日、安倍総理は午前中に開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」で示された緊急事態措置の解除基準に照らし、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く39県について緊急事態宣言を解除すること、また、「基本的対処方針の変更案」について、その後に開催された「基本的対処方針等諮問委員会」の賛同を得たことから、第34回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、39県について緊急事態宣言を解除すること等を内容とする「基本的対処方針の変更案」を決定しました。

上記対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更内容について紹介します。

また、同日付で、食品産業センターでは、行政の助言を頂きながら「食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」を策定しましたので、併せて紹介いたします。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願いいたします。

1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更の主な内容

●緊急事態宣言を実施すべき区域は、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県となり、他の39県については解除されました。

なお、実施期間は5月31日までですが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに解除するとされて

います。

●8つの特定警戒都道府県では、引き続き、最低でも7割、極力8割の接触機会の削減に向けた、これまでと同様の外出自粛の取組をしていただく必要があります。

一方で、それ以外の県においても、不要不急の帰省や旅行など特定警戒都道府県を始めとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動や、これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるように呼び掛けることとされています。

●外出の自粛に関連して、接触機会の低減のため、4月22日に取りまとめられた「人との接触を8割減らす、10のポイント」(情報 No13 を参照ください。)に加え、「新しい生活様式の実践例」(情報 No15 を参照ください。)等を活用して住民に周知することとされています。

●イベント等の開催や施設の使用制限に関しては、特定警戒都道府県ではこれまでと同様の取組とされましたが、施設の使用制限等の緩和や解除については、慎重に行うこととされました。

●特定警戒都道府県以外の39県については、施設の使用制限等については、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種ごと策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえた感染拡大防止の取組が適切に行われるように働きかけることとされました。

(5月14日の基本的対処方針の変更は、以下のURLを参照ください。)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0514.pdf

2 食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインについて

食品産業センターでは、3月13日に農林水産省が策定した「食品事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン」(5月11日に改定)や5月4日の専門家会議の提言で示された、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例も踏まえ、掲題のガイドラインを策定しました。

ガイドラインは基本的考え方と具体的取組から構成されています。

●基本的考え方では、食品の供給を担う食品製造業にあつては、業務を継続することが求められていることを述べ、一般衛生管理に加え、三つの密を避け

る取組の重要性等について触れています。

● 具体的な取組では、従業員の感染予防と健康管理について、①の新型コロナウイルス感染予防に関する基本的知識等の周知徹底を始め、⑨のその他、従業員に対する感染予防・健康管理に関する指導など 9 項目について具体策を示しました。

● 食品製造業には、事業や施設の規模を含め様々な業態の事業者の皆様がいて、全てを網羅するガイドラインの策定は難しいことから、各事業者におかれましては、本ガイドラインを活用して、自らが個々の状況に対応した対策を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた取組を推進して頂きますようお願いいたします。

(食品産業センターの策定したガイドラインは以下の URL を参照ください。

(食品産業センターの HP のトップページの 5 月 14 日付の新着情報(お知らせ)に掲載しました。)

(<https://www.shokusan.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/2005014-Guideline.pdf>)

以上

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)

池田 (ikedada@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp

FAXの場合: 03-3224-2398